

# 令和8年度スタートアップ海外展開支援事業委託業務 企画提案仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度スタートアップ海外展開支援事業委託業務

## 2 事業期間

契約締結の日から令和9年3月 31 日まで

## 3 事業目的

本事業は、沖縄県を拠点とするスタートアップの海外展開を段階的に支援することを目的とし、海外市場において実際の事業活動を行う「海外派遣コース」と、将来的な海外展開を見据え、英語によるピッチ力や事業仮説構築等を行う「海外展開準備コース」を一体的に実施することで、継続的にグローバル展開可能なスタートアップを創出することを目的とする。

※1 本事業のスタートアップとは、革新的な技術やアイデアによる新たなビジネスモデルで市場を開拓し、急成長を目指す、比較的創業年数の若い企業を指しており、スマールビジネス<sup>※2</sup>は対象としていない。

※2 本事業でのスマールビジネスとは、需要があることがわかっている市場(ニーズが顕在化している)で、かつ新規性が薄いビジネスを指している。

## 4 委託業務の概要

本事業では、沖縄県の海外事務所が所在し、国際線の直行便が就航しているアジア地域や北米地域を主な対象とし、沖縄県を拠点とするスタートアップの海外展開を段階的に支援するプログラムを実施する。

具体的には、海外市場において実際の事業活動を行い、現地での商談やネットワーク構築等を目指すスタートアップを対象とした「海外派遣コース」と、将来的な海外展開を見据え、英語によるピッチ力の強化や海外市場理解、事業仮説の整理等を行う「海外展開準備コース」の二つの支援類型を設け、スタートアップの成長段階や海外展開の成熟度に応じた支援を行う。

海外派遣コースにおいては、現地パートナー候補又は現地スタートアップ・コミュニティとの面談を含む現地渡航を伴うプログラムを実施し、海外展開に必要なネットワークの構築、現地人材の採用支援及び海外展開拠点の確保等を支援する。

一方、海外展開準備コースにおいては、現地渡航を必須とせず、海外展開に必要となる基礎的な能力や知見の習得を中心とした支援を行うことで、次年度以降の海外派遣コースへの円滑な接続を図る。

これらの取組を通じて、沖縄県が国内スタートアップの海外進出へのハブとしての役割を果たすとともに、継続的にグローバルに活躍するスタートアップを輩出する基盤の形成を目指す。

## 5 事業目標

事業目標としては、下記の活動目標、成果目標の達成及び「6 委託業務の内容」を適切に遂行すること。

### (1) 活動目標

- ① 応募スタートアップ数:20 社
- ② 支援するスタートアップ数:海外派遣コース4社、海外展開準備コース 8~10 社
- ③ 海外派遣コースにおける現地での面談・商談機会の提供
- ④ 海外展開準備コースにおける英語ピッチ・事業仮説整理等の支援実施

### (2) 成果目標

- ① 海外派遣コースにおいて、ベンチャーキャピタル又は協業先との面談等を実施した  
延べ件数:40 社
- ② 海外派遣コースにおける LOI、NDA 又は MOU 締結数:2社
- ③ 海外展開準備コースにおいて、英語によるピッチ又は海外展開に係る事業仮説(海外  
展開計画を含む)を策定した企業数:8~10 社

## 6 委託業務の内容

### (1) 事業実施体制

本事業を円滑かつ効果的に実施するため、事業全体を統括的に管理する業務責任者を配置するとともに、アジア地域及び北米地域におけるネットワーク（特に現地スタートアップ・エコシステム関係者、投資家、事業会社等とのネットワーク）を有し、海外展開に向けた具体的な支援を行うことができる職員を配置すること。

また、事業の進捗管理、スタートアップとの連絡調整、成果物の整理等を行うコーディネーターを配置し、沖縄県との円滑な情報共有及び連携体制を確保すること。

### (2) 海外展開支援プログラムの実施

本事業では、4 委託業務の概要に記載のとおり、スタートアップの海外展開の成熟度や成長段階に応じた支援を行うため、「海外派遣コース」及び「海外展開準備コース」の二つの支援類型を設け、海外展開支援プログラムを実施する。

#### ① 支援対象スタートアップの公募、事前相談の実施

沖縄県内に本店を有するスタートアップ又は沖縄県内に海外展開事業担当役員が居住するスタートアップを対象に公募を行い、必要に応じて事前相談を実施する。

#### ② 応募スタートアップに対する要件審査、メンタリングを通じた選定審査及び選定委員会の実施

書面審査、メンタリング、最終審査会を経て、海外派遣コース及び海外展開準備コ

ースの採択企業を決定する。なお、審査基準は受託事業者と協議のうえ沖縄県が決定する。

また、応募時に採択したコースにかかわらず、審査過程において事業内容や海外展開の成熟度等を踏まえ、沖縄県と協議の上、適切なコースに振り分けることができるものとする。

ア 1次審査

書面による要件審査を実施すること

イ メンタリング

海外展開可能な製品・サービス等を有するスタートアップの有無や、海外展開担当者の語学力、プログラム参加への意気込みや協力の姿勢などを評価し、最終審査会への指導を実施すること

ウ 最終審査会

有識者からなる最終審査会を開催すること

エ 採択企業決定

③ 海外派遣コースにおける伴走支援

ア 海外展開のためのインプットセミナーの実施

海外展開に関する基礎的な知識、派遣先地域ごとに進出先地域の商慣習や法規制等の研修を実施する。

イ 個別メンタリングを通じた戦略策定支援

企業ごとに顧客ヒアリングや進出方法の決定、事業計画(資本政策等)への反映等の海外展開戦略の策定を支援。

ウ 協業候補先のショートリストの作成

渡航時には進出先国の取引先候補や支援者等とのマッチングを行い事業者の当該地域への進出を支援

エ 有望現地企業の紹介

参加スタートアップのニーズを踏まえた現地の企業等との面談アレンジ、面談に向けたアドバイス、面談・商談等への同席、面談後のフィードバックを含む協業に向けたフォローアップ

オ 現地でのピッチイベントの開催

現地企業等との面談や現地でのコネクション獲得に向け、現地スタートアップ・コミュニティが実施するピッチイベントやネットワーキングイベントへの参加支援や受託者自身によるイベントを開催する。

④ 海外展開準備コースにおける支援

ア 渡航を必須とせず、英語ピッチ、海外市場理解、事業仮説整理(海外展開計画を含む)等を中心とした支援(英語によるピッチ及び質疑応答のトレーニン

グ、海外市場に関する基礎的インプット等を含む)を行い、次年度以降の海外派遣コースへの接続を図る。

イ 海外の投資家、事業会社、アクセラレーター等が参加するオンラインピッチイベント等への登壇機会を提供し、フィードバックやマッチング機会の創出を通じて、次年度以降の海外派遣コースや資金調達・協業につながる実践的な機会を提供する。

### (3) 海外展開のための費用支援

- ① 海外派遣コースに採択されたスタートアップに限り、現地渡航に係る旅費の一部を委託業務費から負担することとする。なお、負担金額は採択スタートアップ1社あたり最大400万円を上限に負担する(上限付き実費精算)。
- ② 滞在期間は最大2週間を想定するが、追加費用をスタートアップが支払うことで延長することを認めること。

### (4) 渡航後のフォローアップの実施

- ① 渡航終了後も月1回程度、進捗確認及び伴走支援を行う。
- ② 事業の成長や成果報告会での発表に向けた準備等を支援する。

### (5) 成果報告会の開催

年度末に成果報告会を開催し、海外派遣コース及び海外展開準備コース双方の成果を発信すること。なお、本報告会は他の関連するイベントと共同で実施しても良いが、その場合は沖縄県と協議の上、本事業との関連性等に鑑み適切なイベントでの情報発信を行うこと。

ア 開催時期 令和9年1月～2月(日時は沖縄県と協議の上で決定すること)

イ 開催日数 1日

ウ 開催会場 交流のきっかけとなるような非日常的な空間、開放的な雰囲気をとする会場を選定する。会場については、契約締結後、沖縄県と協議を行った上で決定する。

エ 対象者 国内外のスタートアップ、投資家、ベンチャーキャピタルやスタートアップ関連団体等

オ プログラム プログラムは、採択事業者のピッチイベント、沖縄県及び内閣府が実施するスタートアップ支援事業の紹介を基本とするものとし、企画提案内容をもとに協議の上、決定する。

カ 開催規模 100名以上

キ 参加費 無料(交流会については参加者負担による開催を可能とする)

### (6) その他本事業の目的の達成のために必要な業務

## 7 対象経費

- (1) 本委託業務に係る提案上限額は 113,000,000 円以内 (消費税及び地方消費税を含む) とする。なお、提案上限額は、本事業の企画提案における提案価格の上限であり、契約時の予定価格を示すものではない。
- (2) 本事業で対象とする経費は、事業の執行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、主な対象経費は以下のとおりである。

経費項目	内容
I. 人件費	業務に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費 (正規雇用者と同等以上または一定の経験がある者を臨時雇用する場合は人件費に計上し、業務に必要な業務補助を行う補助員(アルバイト等)の賃金は事業費に計上すること。)
II. 事業費	
補助員人件費	業務を行うために必要な補助員(アルバイト等)に係る経費
旅費	業務を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費(登壇者や県外スタートアップの県内招へい旅費等を含む。)
謝金	業務を行うために必要な謝金(会議等に出席した外部専門家に対する謝金、原稿の執筆・調査協力等に対する謝金等)
賃借料	業務を行うために必要な機器類、パソコン等のリース・レンタル、会議等の会場借料(機材借料等を含む)に要する経費
消耗品費	業務を行うために必要な物品であって備品に属さないもの(ただし、本業務のみで使用されることが確認できるもの)の購入に要する経費
燃料費	業務を行うために必要な自動車用燃料のガソリン等に係る経費
印刷製本費	業務で使用するパンフレット・リーフレット、成果報告書等の印刷製本に係る経費
通信運搬費	業務を行うために必要な郵送、運送、通信・電話料等に係る経費
広告料	業務を行うために必要な新聞・雑誌等での広告に係る経費
その他必要経費	業務を行うために必要な経費のうち、本事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) ・翻訳通訳、速記費用 ・会議費(茶菓(お茶代)等)
III. 再委託費	沖縄県との取り決めにおいて、受託事業者が本事業の一部を他者に行わせる(請負その他委託の形式を問わない)ために必要な経費
IV. 一般管理費	業務を行うために必要な経費であって、本事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

	(( I . 人件費 + II . 事業費) × 10/100 以内で計上する(小数点以下切り捨て))
V. 消費税	( I . 人件費 + II . 事業費 + III . 再委託費 + IV . 一般管理費) × 10/100(小数点以下切り捨て)

※各経費へ計上する際は、人件費等の消費税が含まれていないものについては、その額を経費として計上する。消耗品費や印刷製本費等の消費税が含まれているものについては、消費税分を減額して計上する。消費税については、各経費を合計した後に乗ずることとし、消費税に小数点以下の端数が発生した場合、切り捨てること。免税事業者である場合は、消費税が含まれているものについてもその額を経費として計上する。

## 8 委託業務の経理

本委託業務は、事業完了時に、契約金額の範囲内で、事業の実施に要した経費を精算するものであるため、以下の点に留意して経理を行うこと。

- (1) 委託業務が完了した際には、事業完了報告書を提出すること。
- (2) 委託業務に係る支出には、全て、支出額、支出先、支出目的を明らかにする証拠書類(領収書や納品書等、人件費については出勤簿や業務日誌等の事業に従事したことがわかる書類)が必要であり、精算の際には沖縄県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものであること。
- (3) 委託業務にかかる経費については、会計帳簿を備え、他の事業と明確に区分して記載とともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- (4) 委託業務にかかる支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度の属する翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるよう整理し保管しておくこと。
- (5) 委託料の支払いについては、精算払いを原則とし、必要に応じて概算払いに応じるものであること。ただし、概算払いを希望する場合は、年間の事業計画に即して概算払請求計画書(様式任意)を作成し、契約締結までに沖縄県に提示すること。
- (6) 委託業務の実施にあたって、財産(備品)の取得は原則として認めないものとすること。
- (7) 事業費として計上できない経費
  - ① 建物等施設に関する経費
  - ② 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
  - ③ その他事業に関係のない経費

## 9 業務進捗状況報告

- (1) 業務の進捗状況について月1回報告を行うこと。ただし、必要に応じて随時実施できるものとする。
- (2) 毎日の業務内容について、情報共有を行い、その履歴を残すこと。
- (3) 業務進捗状況と経理処理等の確認のため、中間検査を実施する。中間検査では、事業

完了報告書提出の際に添付する書類等の沖縄県が指定する書類を提出すること。

## 10 再委託の制限について

### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることはできない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ沖縄県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

#### ○契約の主たる部分

契約金額の 50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

その他、沖縄県が契約の主たる部分と決定した業務

### (2) 再委託の相手方の制限

本事業の企画提案応募者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

### (3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

#### ○再委託により履行することのできる業務の範囲

契約金額の 50%を超えない業務

その他、沖縄県が再委託により履行することができると決定した業務

### (4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による沖縄県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

#### ○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

アンケート封入、封緘、回収督促

イベントの会場設営

1件 10 万円未満の簡易な業務

その他、沖縄県が簡易と決定した業務

## 11 事業の成果物及び著作権

### (1) 成果物の体裁、提出部数等

- ① 委託業務成果報告書A4版(紙媒体) 1部  
(※表、グラフ、図等を含めること)
- ② 上記①に係る電子記録(Wordなどの加工可能なデータ及びテキスト情報化した PDF ファイル) 一式
- ③ 本委託業務で実施した調査等に係るデータの電子記録 一式

### (2) 提出期限 令和9年3月31日

### (3) 成果物の提出に係る留意事項

- ① 成果報告書には、沖縄県ホームページ等で公表可能な概要版を添付すること。なお、概要版は個別企業名が特定されないよう処理すること。
- ② 成果物については、沖縄県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。
  - ア 本委託業務で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSV ファイル(文字コード:UTF-8(BOM 無し))も提出すること。(図・表等の集計前のデータを含む。)
  - イ PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
  - ウ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。
- ③ 本委託業務により得られた成果物、資料、情報等は、沖縄県の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- ④ 事業完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- ⑤ 成果物(本委託業務において作成するパンフレット等を含む。)の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。
- ⑥ 本委託業務の成果物は公開を前提としており、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

## 12 沖縄県及び内閣府が実施するスタートアップ支援事業との連携

本事業の実施に当たっては、沖縄県及び内閣府が実施する以下のスタートアップ支援事業と連携しながら進めること。

### (1) スタートアップ・エコシステム構築支援事業

スタートアップ・エコシステムの構築に向け、官民連携によるスタートアップ支援組織の運営による支援体制の強化を図るとともに、ビジネスコンテスト等を通じた事業化支援、スタートアップの成長の段階に合わせたベンチャーキャピタルやメンター等とのマッチング支援、県内スタートアップに対する県外でのピッチイベント参加等資金調達活動の支援

やスタートアップの初期のリスクマネーに対する支援等スタートアップを多面的に支援する。

(2) スタートアップ創業支援事業

スタートアップの創業促進のための相談窓口を設置し、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う。

(3) スタートアップ起業支援事業

デジタル技術を活用し、社会課題の解決を目的として起業を目指す起業家に対して、起業に必要な経費の一部として「起業支援金」を交付するとともに、事業の立ち上げ等に関する伴走支援等を行う。

(4) スタートアップアクセラレーション事業

沖縄で事業展開を計画するスタートアップに対する助言・相談等を通して短期間でスタートアップを育成する「アクセラレーションプログラム」を実施する。

(5) スタートアップ資金調達支援事業

本県の資金調達環境の強化に向け、パートナーVC制度の運営、パートナーVCとスタートアップとの定期的なマッチング機会の提供、スタートアップの資金調達の勉強会開催や事業会社とVCが交流する機会の提供を行う

(6) スタートアップイベントの企画・運営委託業務

沖縄のスタートアップ・エコシステムの進化・グローバル化を図るとともに、沖縄県内のスタートアップの海外展開や、県外・国外のスタートアップの沖縄進出を促進することを目的として、グローバルイベントを開催する。

(7) スタートアップ域内進出支援事業

日英の多言語対応が可能なワンストップ相談体制を構築し、ビザ認定までの問合せ・相談対応、ビジネスプランの磨上げ支援、起業準備活動計画の日本語書類作成支援、各種支援を行う機関・団体等の支援者とのネットワーク形成、ビザ認定後の起業準備活動支援、事務所や住居の賃貸、銀行口座開設、ビジネスパートナー探し等の海外スタートアップの沖縄進出支援を総合的に行う。

(8) スタートアップ成長加速化支援事業

沖縄県内の資金調達環境が乏しい中、高い成長力を有する県内スタートアップに対し、VC等の民間の資金供給者からの出資を前提として補助を行うことにより、県内スタートアップの成長を加速化させるとともに、資金供給環境の向上により域外スタートアップの県内への進出を促進することを目的とする。

(9) スタートアップ集積拠点支援事業(内閣府事業)

スタートアップ・エコシステムの構築に向けて、県内コワーキングスペース等を活用したスタートアップ集積拠点におけるスタートアップ支援の取組に必要な補助を行う。

(10) 地域課題解決型スタートアップ支援事業(内閣府事業)

スタートアップ・エコシステムの構築に向けて、地域課題を抱える県内自治体とソリューションを持つスタートアップとをマッチングし、地域課題解決に係る実証実験を行う際に必

要な経費の補助を行う。

### 13 その他留意事項

- (1) 本仕様書の内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 本事業の実施に当たっては、沖縄県と協議の上、進めていくものとし、選定された企画提案の内容の全てを実施することを保証するものではないこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項で、事業の実施に当たり必要となる事項については、沖縄県及び受託者で協議の上、決定する。